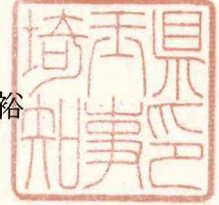


ス振第173号
令和2年7月22日

公益財団法人草加市スポーツ協会
谷古宇 勘司 様

埼玉県知事 大野 元裕



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和2年7月22日 から 令和7年7月21日 まで